



### Q1 iDeCoって何？ ① 公的年金とはどう違うの？



**A** iDeCoは個人型確定拠出年金（個人型DC）といい、公的年金の上乗せとして給付を受けられる私的年金です。

公的年金は加入が義務で、決められた保険料を支払います。加入者は60歳超で、一定金額を老齢年金として受け取れます。個人型DCは加入が任意で、自分で掛金を決めて拠出し、運用方法を選びます。加入者は60歳以降、掛金と運用益もしくは運用損との合計額をもとに一時金または年金として受け取れます。運用の成果次第で大きな金額を期待できます。

**様々な控除を受けられる**

公的年金は保険料支払時や受取時に税金の控除が受けられます。個人型DCの掛金拠出時には所得控除を、運用時には課税されず複利効果を、受取時には退職所得控除等を受けられます。

個人型DCは加入時や運用期間中に費用がかかります。最近では運用期間中の費用に低廉な料金設定がある金融機関も増えていきます。

### Q2 積立商品の一覧に 個人型DCがあるけど 専業主婦でも有効なの？



### Q3 50歳代の私でも 個人型DCに加入して メリットはあるの？



**A** 個人型DCは、従前は自営業者や一定の会社員に限って加入できましたが、2017年1月からは公務員や主婦などを含めて、公的年金に加入している60歳未満のすべての方が原則として加入できるようになりました。ただし、国民年金加入状況・企業型DCの規約等によって加入できない場合があります。

加入する本人の職業等より毎月の拠出限度額が異なります。例えば、公務員は毎月1万2000円、自営業者は毎月6万8000円、専業主婦は毎月2万3000円です。

**運用等でメリットがある**

専業主婦が個人型DCに加入した場合、掛金を拠出している間は所得税と住民税に対して所得控除を受けることはできません。そも

そも収入がないからです。また、年収が100万円に満たないパートタイマーなども所得控除というメリットは受けられません。

しかしながら、専業主婦等であっても、運用期間中は、個人型DCの運用によって生じた運用益は源泉徴収されることのない非課税扱いとなります。

また、個人型DCを一時金として受け取る際には、退職所得控除を受けることができます。

個人型DCについては、専業主婦にとっても享受できる制度メリットがあり、将来の資産を形成するツールとして有効な制度の1つということが可能です。

**A** 個人型DCの給付は、原則60歳から受け取れます。ただし、60歳時点で加入してから10年を経過していない場合は、通算加入者等期間に応じて、受け取り開始年齢が遅くなります。

また、通算加入者等期間によって50歳代で個人型DCに加入しても60歳から給付を受け取れます。

通算加入者等期間とは、加入者または加入者であった人が60歳に達した時点で、⑦企業型確定拠出年金加入者期間、⑧企業型確定拠出年金運用指図者期間、⑨個人型確定拠出年金加入者期間、⑩個人型確定拠出年金運用指図者期間の4つの期間を合計した期間を指します。

60歳未満までの過去の加入期間を足し合わせ、原則、通算加入者等期間が10年以上であれば、60歳から年金を受け取れます。

**所得控除等は受けられる**

50歳代から加入しても、掛金拠出時の所得控除や運用益に対する非課税、受取時の退職所得控除などは受けられます。ただし、加入期間が短いと、所得控除等のメリットを受けられる期間も短いことや、支給開始年齢が遅くなるといったデメリットがあります。

それぞれのお客様の意向に相應しい制度を検討した結果、個人型DCも1つの選択肢になるといえます。もちろん、この場合は、NISAや個人年金保険などの金融制度・金融商品とも比較し、お客様の意向に相應しい案内をすることが必要になります。

**ポイント**  
運用中は運用益が非課税になり、受取時は控除を受けられる

**ポイント**  
NISAや個人年金保険などとも比較して相應しい案内をする